

第6回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年7月10日(火)午後2時30分から午後5時20分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

碓山俊光, 渋谷悦子, 竹中史朗, 田中長一, 田中雅郎, 森川恵子, 門田幸太郎,
脇田喜智夫, 井土正明, 吉野孝義

(事務担当者等)

米山正明, 有田 馨, 神野 章, 井上博雄, 島田博敏, 加瀬大介

4 議題

裁判員制度について

5 議事

(発言者: 委員長, 委員, 事務担当者等)

(1) 開会

那須彰委員の異動に伴い, 吉野孝義委員が任命された旨報告。

(2) 吉野孝義京都地方裁判所長あいさつ

(3) 委員長選任等

委員会は, 吉野委員を委員長に選任した。

吉野委員長は, 井土委員を委員長代理に指名した。

(4) 裁判員制度について

ア 学識経験者委員の一人から, 大学生を対象にした裁判員制度に対する意識
調査について紹介

イ 京都地方裁判所刑事部裁判官から, 裁判員の選任手続について説明

ウ 京都地方裁判所刑事首席書記官から，裁判員制度説明会等の実施状況並びに模擬選任手続・模擬裁判への協力依頼について説明

エ 意見交換

学生を対象にしたアンケート調査の結果の紹介の中に，裁判員制度に関する情報への接触度は，制度への賛成・反対にあまり影響しないという話があったが，そうすると，広報活動があまり意味をなさないということにはならないか。

むやみやたらに反対している，嫌だから反対するというのではなくて，情報に接触していながらも，なおまだ賛成に踏み切れないというところがあるという見方ができると思う。

学生対象の調査と一般対象の調査とで，どれぐらい差があるのか，また，最近啓発に力が入れられており，調査対象の大学は裁判員制度に力を入れているが，それでも88%の学生が裁判員制度を知っているということに，正直言って驚いた。

ただ，裁判員制度そのものをどう具体的に進めていくかについては，課題は多いと思っている。調査にも出ていたように，裁判所側からの成功する条件として，裁判員として参加しやすい環境づくり，企業の認める環境づくりなどが出ていたが，この2年間に環境整備をどう進めていくのかについては，まだ課題が非常に多いというか，危惧している。

裁判所の広報について，意見を承りたい。

丹後では，最近ボランティアや団体企業に積極的に広報活動をしており，住民の関心は随分深くなってきたように思う。また，企業ではいち早く有給制度を設けるなど，積極的に協力しよう，国民が力を合わせてやり遂げなければいけないという姿勢を持ちつつあるように思う。私共中小企業の団体でも，事あるごとに，裁判員制度について商工会議所でも広報活動を続けており，2年後を目標に，1人でも多くの方が制度に協力するという心の準備を

してもらいたいと思っている。

大企業など、組織があるところは、トップの理解があれば裁判員制度への参加が進んでいくと思う。

私が危惧するのは、フリーター、アルバイト、派遣社員、そして特に小さなお子さんをお持ちのお母さんなど、組織に関わりのない方に対するアプローチをどうするかである。半数以上がそういう形で暮らしている方だと思う。

今後2年間で、中小零細企業や、組織に関わらない形で生きている方へのアプローチが必要である。

働き掛けの方法としては、育児子育てサークルのネットワークが考えられる。また、NPOや趣味の組織へのアプローチなど、趣味、生活、社会的なかわり方、働く場とは別の形で組織を持っているところへのアプローチが考えられる。口コミで、よろしくねみたいな形の話も必要かと思う。

企業では人が余っているわけではない。最短でも6週間前には裁判員候補者通知がないと、人のローテーションをやりくりする余裕がない。できるだけ早く通知をしていただきたい。

裁判員裁判は、裁判を迅速に進行させるという要請と、裁判員の人に来ていただく要請との接点があり、2箇月あるいは3箇月前というのは難しい。ただ、最高裁で行われたアンケートの結果では、6週間くらい前であれば何とか都合が調整できるという方が多かった。そこで、大体の目安が6週間と決まったと理解している。

7割方の事件は3日以内で終わると考えられる。5日とか6日掛かるような事件については、日程調整も1箇半月よりも長く掛かることがアンケート結果からも伺われるので、その場合には、裁判員側の事情を考えて、例外的に2箇月前に呼び出す運用も検討中である。裁判員の負担を考えて、きめ細かな運用をしたいと考えている。

裁判員制度に対する啓発という観点から、御意見を承りたい。

例えば、消費者教育あるいは消費者啓発というものに関して言うと、これはとても難しい。人を集めてこちらが伝えたいことを聞いていただくということ自体が今はとても難しい。消費者として必要な知識を提供したいと思っても、なかなか必要とする方まで行き着かないといった経験をしてきた。

裁判員という、全く新しくこれまで経験したことのないことを、国民の義務として行うとなると、会社から行って来てよいと言われるわけでもなく、また、フリーターのように毎日働かないと収入がないという人もいる。その中で、自分のこととして、裁判員としての義務を実行しようという認識をってもらうまでの意識改革が必要になってくるわけだが、それは消費者教育の数倍、数十倍大変なことだと思う。

以前の委員会的时候に、裁判員制度は子供たちにとって法教育の役割も果たすといった話があった。今の大人達は、義務として裁判員をしなければいけないということだけではなく、大人たちが裁判員をしっかりとすることで、社会の認識が変化し、子供たちの世代に貢献をすることになるということをもっとアピールすべきだと思う。

昨年度の夏に、京都市の中学校の社会科の教員を対象として、裁判員制度について研修をしたと聞いている。

裁判員制度そのものは、いろいろな啓発活動によって大分浸透してきていると思う。しかし、裁判員制度は大変なものであるとか、人を裁くという大変重要な仕事である、非常に重い責任を持っているといったイメージが非常に強くて、当たったら大変だというイメージを多くの方々が持っておられるように思う。

私は、3日間模擬裁判に参加したが、人を裁くということについて専門的な知識が全然ないこともあって、疲れ果ててクタクタになった。

しかし、私は、国民一人一人が裁判員として参画していく、素人で専門知識がない者が関わっていくというところに、裁判員制度の大きな意味がある

と思っている。また、裁判官も、評議の場で、和やかな中に非常にうまく説明したり、分からないところは質問したらいいと言われた。

確かに、裁判は迅速なスピードでしなければいけないので、審議が集中的に非常に短期間に行われることから、非常にしんどいと思う。

ただ、例えば1人の教師が3日間朝から晩までということになると、補充がないために、非常にしんどい感じがする。また、現場に戻ってきたときには、裁判員をした3日間を取り戻さなければならないので、非常にしんどいと思う。でも、制度が浸透していけば、国民も色々なことが分かってきて、マイナスイメージがプラスイメージに変わっていくと思う。

マイナスばかりを見ればイメージダウンということになるが、プラス面、裁判員制度はいいものであるということの啓発が非常に大事だと思う。国民は、裁判員制度に対して重いイメージを持っているが、そのようなイメージを払拭させることで、いろんな方々が参加しやすいことになってくると思う。

啓発方法については、例えば自治連合会では、ポスターや回覧板などいろいろなことをしており、一軒一軒必ず届くので、これが一番浸透しやすいのではないかと思う。

模擬裁判を体験したことは非常にいい経験だと思っている。公的なものに関わって生きるということを受け止めたように感じた。

近年、私たちの中に、地縁を意識するとか、公的に、市民として生きるという気持ちが薄らいでしまって、私利私欲のためにすごく頑張るところがある。教育や社会体制が転換期に来ている中で、公的なもの、あるいは社会に目を向けた生き方を、模擬裁判員として参加したことで掘り起こされたように感じている。

裁判員は、公民権を持って選挙権を行使するのと同じように、市民としての役割であるとのPRができていないように思う。権利だという認識まで行くのは、小さいころからの教育も必要であるし、また、裁判員制度の神髄が

理解できるような広報活動をしていただきたいと思います。

裁判員制度への理解へは、大人と子供の両方があると思う。学校のほか、町内会の地域全体の自治連合会、体育振興会、社会福祉協議会に働き掛けることが大切である。自治連合会や社会福祉協議会は、ほぼ学区レベルでつくられていて、ボランティア活動にも熱心に取り組んでいるので、ここに裁判員制度について聞いてもらえる機会を持つと、かなり浸透すると思う。

また、買物に来る人と一言二言話をする事による、商店街の意味が非常に大きいと思う。自治連合会、社会福祉協議会、商店街あたりへの働き掛けが重要だと感じている。

ところで、ニューヨーク市の裁判所で陪審員の選定手続を見る機会があったが、150人もの候補者からの選定が2日ばかりで行われていた。選定だけに時間が掛かることで、候補者もかなり疲れているのでは思ったが、皆さんが非常に熱心であった。選ばれた人は使命感でやる気満々であった。そして、選任手続というのは非常に大切であると感じた。

今、日本では、裁判員制度が始まれば裁判員の負担が大変だという意見があるが、アメリカでは1年に1日は学校で陪審員の話をしていると聞いて、学校教育が大事だと思った。また、陪審員を選出するプロセスで、裁判所も検察官も弁護士も大変なエネルギーを使っているが、一連のプロセスで陪審員としての心構え、参加した人の充実感を感じる。裁くとは大変なことであることは間違いないが、それでも選ばれたことは誇りだと皆さん仰る。プロセスが非常に大切だと感じている。

今、京都では、社会科教師を対象として、租税教育、年金教育、経済教育などを行っているが、裁判員制度の啓発のためには、まず指導者が裁判員制度を理解しないといけないと考える。

京都市には、中学校社会科教育研究会があり、この会長に話をしたり、あるいは京都市教育委員会の指導部に話すことが考えられる。小中高校教育の

中で、成人になれば、裁判員名簿に掲載され、裁判にかかわっていくことになる、これは国民として当然の義務であるし、社会を良くすることにつながっていく。人間として自分の生き方を変えていくというような啓発活動を進めていくことの積み上げが、非常に大切だと思う。

今、中学教育においても参政権を取り上げているが、選挙があっても投票率が非常に低くなっていることが現実問題としてある。裁判に携わることが国民としての誇りであるという意識を植えつけていくことが非常に大事と思う。時間が掛かっても、子供たちへの啓発、裁判に入っていくことの大事さを働き掛けていただきたい。

京都は自治会活動がしっかりしているので、市町村行政に協力を求めているかどうかと思う。市町村の広報誌に1回載せたぐらいでは浸透しないので、何回も何回も載せないでだめだし、回覧板で配るとか広報誌に掲載するように依頼するとか、いろんな手段を講じて各地域に浸透させたら、京都は町内会、自治会活動がしっかりしているので、浸透すると思う。

また、企業については、先取りして環境整備するのは大企業であるが、中小企業も、裁判所から文書で要請されたら、やらなければならないのかと思ってしまう。そこで、要請文書を各企業の人事担当者あてに配付することで、積極的に啓発すればいいのではないかと思う。

育児、介護の観点から、御意見を承りたい。

裁判所の近くに託児所があるということだけではなかなか動いてくれないと思う。託児所にも情報を流すことにより、母親同士で情報が共有することができる。「近くにこれがあります、どうぞ行ってください」とは違ったアプローチがあってもいいと思う。

介護の担い手は、一旦目を離れたときに何かあっては大変だという思いがある、でもいろんな裁判に意見を反映したいという思いもあると思う。難しいことと思うが、そういう人にも出られる工夫をすることが、皆が参加でき

る態勢づくりになっていくと思う。

厚生労働省へのアプローチも必要だと思う。スタート地点で不備な点もだんだん整備されればいいと思う。

学生に対するアンケートで、「裁判員となった場合、何日くらい拘束されると思うか」という質問に対して、単純平均すると34.5日間、中央値をとってみても18日間という結果が出た。裁判は長く掛かるものだというイメージがあって、これが現実以上に負担感を強めている気がする。裁判員として必要な日数は2週間に及ぶものではないということが、あまり浸透していないと思う。

オ 地方裁判所委員会委員を2年間経験して感じたこと

裁判所委員として、裁判所に来て感じた裁判所の印象は、非常に親切丁寧であるということである。守衛も事務室の職員も非常に丁寧であると私は感じている。

また、委員会における裁判所側の説明が非常にソフトで分かりやすい。例えば裁判を傍聴した際に、被告人を諭す裁判官の優しい言葉が非常に印象深い。

先日、私共の経営者グループの研修会に裁判官に来てもらってレクチャーをしてもらったが、幾人かと話したところ、本当に分かりやすかった、次に我が社の会社でのレクチャーをお願いしたいという感想を聞かされ、非常に良かったと思った。

私の事務所には100人余りの者がいるが、委員会で得た知識をレクチャーし、裁判員制度についても話している。セクションに分かれて職員会議をしているが、従業員の関心は日増しに高くなって、今ではほとんど反対する人はいなくなったと思われるほどである。

先日の模擬裁判に、女性従業員を1人派遣した。前日までは緊張して、私でいいのとかいろいろと心配していた。しかし、3日間の模擬裁判のあっ

た翌朝の出勤日に朝礼で報告をしてもらったところ，裁判員制度は，一般人の誰が参加しても，法の知識がなくても誰でもできる，自分が裁判員候補者になったときは必ず参加すると報告していた。それで，ほかの従業員も，私もできるという印象を持ったようである。

新聞で，百貨店で裁判員になったときの有給休暇導入の報道がされたが，私共としても，小さいながらも，有給休暇を導入したいと思っている。また，私共が持っている全国向けの業界機関誌にも，その都度PRしていきたいと思っている。そして，事あるごとに職域，地域，グループなど，裁判員制度の重要性をアピールしていきたいと決意を新たにしている。裁判所関係者，弁護士，専門家を招いて，いろいろな団体レクチャーをして，裁判員制度のPRをしていきたい。

委員への就任の話聞いたときは大変びっくりした。法制度の改革がなされているということは聞いていたが，あまり関係がないものと思っていた。しかし，委員の話を受任したことで，とても裁判所が近いものになった。引き受けてとても良かったと思っている。

また，消費者に関する訴訟，支払督促等などの法制度について，簡易裁判所から説明していただく機会もあり，委員に就任したことはいい経験になったと考えている。

裁判所は人を裁くところという意識があるが，一方，何らかの事情で挫折した方が，ここから新しい人生のスタートを切っていられる方が大変多いと思う。裁判所は，厳正あるいは公平であることはもちろんだが，その中に慈愛が溢れていることが，一番大切ではないかと思っている。裁判所には，人の心の受け皿になっていただきたい。

模擬裁判の裁判員役をして，私自身大変だと思った。しかし，平成21年には裁判員制度が広く社会的に行われるのであれば，私が委員会で学ばせていただいたことを糧としながら，微力でも皆さん方への啓発，啓蒙に尽くし

ていきたいと思っている。

裁判所が非常が分かりやすく丁寧に説明しようという姿勢を感じ、開かれた司法を実感した。約20年前の公判の物々しい雰囲気からすると、裁判所の雰囲気はやわらかく変わったなという印象を受けた。今では、重要事件の公判の場合は開廷前に法廷写真の撮影が許可されているし、朝日新聞の「法廷メモランダム」で、若い地裁判事補などの方がフランクに新聞紙面で発言されるというのも、かつては考えられなかったことで、裁判員制度が導入される前に司法制度改革の流れが徐々に浸透してきている感じがして、歓迎したいと思う。

地裁委員会の運営に関する要望としては、私の印象では、裁判所側からの説明が長くて、意見交換の時間が短いような気がする。それは、多分啓発という点に重点を置かれているのかもしれないが、できれば当日配られる資料を事前に配付して、この点について意見交換したいという論点を提示してもらえれば、皆事前に頭を整理して出席できるので、円滑に効率的に運営、議事進行できるように思う。

また、地裁委員会の規則要綱の確認事項に、「委員会の意見に対する検討結果について、適時、当該委員会に報告するのが適当である」とあるので、委員会の意見交換が活発になって、いろんな建設的な意見について、裁判所側から報告していただけたら、より実りある地裁委員会になると思う。

委員会に出席した当初は、裁判員制度についての重大な責任を聞いて、本当に平成21年からスタートできるのかと思った。しかし、その後疑問に思っていたことが徐々に整理され、日当や宿泊費といった具体的な話も出てきて、2年後のスタートがいよいよ迫ってきたと感じながら、この期間個人的にも少しだけ一所懸命勉強しながら歩ませていただいたような思いをしている。

模擬裁判に参加して、本当にクタクタになったが、私個人としては文句な

しによかった体験であったと思っている。その第1点は、市民として目覚めたというか、自分自身の見地を持つことがとても必要だという思いがした。模擬裁判以後、新聞やテレビを見ながら、自分の意見をきっちりまとめる癖ができた。生き方の面ですごい変化があったと思っている。

NPO団体などいろいろなところで、裁判員制度は本当はこうなんだよみたいなことを話していると、もっと聞きたいといった反応がすごくあるので、いろいろな職域へのPRをもっとしたらいいと思う。私も、今後も、橋渡しをするとか、役に立てることがあればさせていただきたいと思っている。

委員を引き受けるときは、自分の研究テーマとは全然関係のないことだと思っていたが、回を重ねるごとに自分の専門領域とどう関連するか、あるいは自分の研究方法を、裁判員制度の問題に当てはめてみたらどういうことができるかということを考えて、本日紹介した調査をやり始めてみた。

アメリカなどでは、テレビで裁判がそのまま放送されていると聞いたことがあって、そこまで裁判が一般の生活に浸透しているのかと思ってびっくりしたことがあった。日本はそこまでは行かないだろうが、そういう方向に動いているのかなと感じている。

ただ、裁判員制度が必要だということの説得として、ほかの国がやっているから日本もやらないといけないというところはちょっと弱いのではないかなと思う。裁判員をしたことが自分にとってどうプラスになったかという体験談のようなものを、もっとアピールされるといいと思う。

裁判所という言葉の響きからは、庶民にとって敷居が高く、権威に満ちた国家機関として遠い存在であったが、委員として内側に入れていただいたことにより、裁判所内も平たい社会感覚を持っていることに驚きながらも安堵を覚えた。

委員会は、議題に沿った進行の中で、職員の皆様の対応や委員長としての所長の語り口、議事進行の手法など、裁判所と私たち委員との間に距離を感

じることのない心配りと物事に対する丁寧さに、委員会の一員として違和感なく取り組むことができた。

議事内容については、まず、いち早く新しい司法の情報、裁判員制度や法テラスの情報を開示していただいたことにより、研修材料として活用することができた。2つ目に、刑事裁判の傍聴で、検事と弁護士の対立する事件調べの細かい応酬や裁判官の被告人に対する感情移入等、被告人に強い後悔の念を引き出す手法等にも裁判官の人情を感じた。3つ目に、裁判員制度に対する国民の同意が増えたようであるが、まだまだ広報が足りないと感じている。4つ目に、京都における重大事件の裁判の経緯、結果をご提供いただき、そこから委員として何か考えることがあってもよいのではないかと思った。

今後も安全安心の社会をつくるため、私どもそれぞれの立場と環境の中で鋭意努めて行くとともに、裁判所には、司法の要としての役目のますますの充実と成果に期待申し上げます。(書面)

各界の皆様との意見交換を通じて世間が広がり、多少なりとも会社人間から脱皮できたのではないかと感じている。裁判所の機構上、外部の意見を聴取し改善につなげる機会は少ないと思われるので、当委員会を通じて多少なりともお役に立てればと思い、ビジネス感覚で意見表明させていただいたこともあった。

その中の1つに情報セキュリティーがある。常に日々情報を取り扱っておられる裁判所は、我々以上にセキュリティー管理に注意が必要である。改善は進んでいると思うが、さらなる進化をお願いしたい。

裁判員制度については、ようやく言葉だけは浸透してきた。先般、勤務先で、京都地検主催で裁判員制度説明会を開催したところ、予定を超える参加者約150名が集まり、関心が徐々に高まっているのを感じた。(書面)

委員の皆さんは非常に活発に発言されて、私も大変勉強させていただいた。

委員会の運営の技術について申し上げますと、1つは、1年のスケジュール

をあらかじめ決めておけば、委員も予定が非常に立てやすいのではないかと思う。また、委員会のテーマはなるべく早目に知らせていただければと思う。非常に忙しい時期に当たる委員は、委員会の準備や頭の整理が非常にし辛いこともあるのではないかと思う。

また、裁判員制度のテーマが非常に多いが、できれば、任期のはじめにガイダンス的なもの、司法制度改革の全体像について話していただけると、市民の皆さんも分かりやすいのではないかと思う。

それから、早めに次回のテーマに関する情報や知識にアクセスしたいと思われる委員もいらっしゃると思うので、それぞれのテーマごとのガイダンス的なものを、委員会の前に任意参加でしていただけると、もっと充実した委員会になるのではないかと思う。

裁判所のイメージがかなり変わってきたということは、私も実感している。裁判所というのはどちらかというと応援団のいないところだと思う。引き続き私もサポートできることはしていきたいし、委員の皆さんにもお願いしたいと思う。

委員の一部の方には模擬裁判にも裁判員役として積極的に参加され、その体験に基づく貴重なご意見ご感想を本委員会で披露していただき、検事としても大変勉強になった。今後も、国民の視野に立った組織運営のあり方についてさらに勉強していきたいと考えている。(書面)

カ 閉会

吉野委員長あいさつ